

過疎地域自立促進計画(案)

(生坂村)

(平成22年度～平成27年度)

長野県東筑摩郡生坂村

1 基本的な事項

(1)生坂村の概要

ア 村の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

生坂村は長野県のほぼ中央、東筑摩郡の西北端に位置し、北アルプスを間近に望み、東は東筑摩郡筑北村、南は、西は北安曇郡池田町、北は大町市および長野市にそれぞれ接しています。長野市と松本市のほぼ中間に位置しており、村を縦貫する国道 19 号線を主要幹線道路として、両市から約 1 時間ほどの距離にあります。

地形は東西 5.4km、南北 12.2km、面積 38.97km²で、縦長の形状を成しています。村域のほぼ中央を犀川が北流し、狭い平地が犀川沿いの河岸段丘にわずかに開けており、大部分は傾斜地となっています。

標高は、役場の位置で 519m、年間平均気温は 12.2 度と、松本平に比べ気候は温暖であり、年間降水量も 1,000mm 前後と県内では比較的少なくなっています。

村の北部には、信濃 10 名勝にも数えられる「犀川・山清路」があり、四季の鮮やかな溪谷美が訪れる人々を楽しませています。

本村は、縄文・弥生時代から人々の営みが続けられてきた土地で、各集落の河岸段丘上の平地からは土器や石器が発見されています。奈良時代には段丘の平地で畑作、湿地では米作が次第に行われるようになりました。またこの地は都から越後に至る裏街道としても栄え、優秀な技術を持つ朝鮮からの帰化人も多く住むなど、土着文化と渡来文化の融合が豊かな村落文化を誕生させました。

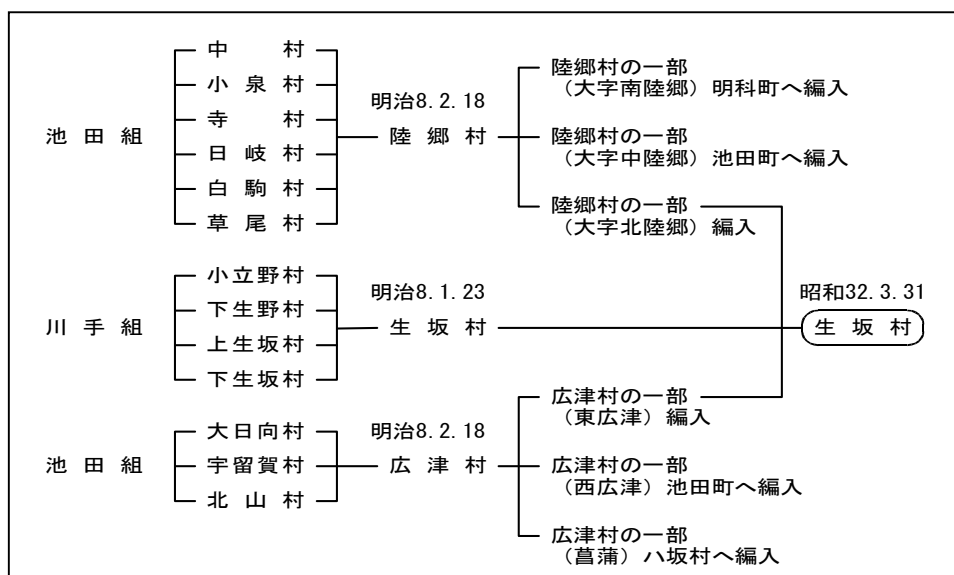
江戸時代に入り開墾が進むと農業活動が盛んになり、稲作よりもむしろ煙草、麻、紙すき等が主要な換金作物として発展しました。特に生坂の煙草産業は明治中期に専売制が実施されるまで非常に栄えました。また、明治末期頃からは養蚕が盛んになり、昭和 50 年代まで村の基幹産業として発展しました。さらに昭和 60 年代に入ると、衰退した養蚕産業に代わり巨峰産地づくりが開始され、「山清路巨峰」の銘柄で年々出荷が増えるなど、生坂の地は、住民の弛まぬ努力により農業立村として繁栄してきました。

一方、明治以降、国道 19 号線が通るまで、犀川通船は物流の要として盛んに行われ、多くの横渡しもありました。橋が架かると、近隣の広津村や陸郷村との緊密な交流が一層盛んとなりました。

昭和 32 年 3 月 31 日には、町村合併促進法により生活圏を共にしていたこれらの村の一部が生坂村に編入され、小立野、下生野、上生坂、下生坂、日岐、草尾、昭津、大日向、宇留賀、古坂の 10 地区で構成する新制生坂村が誕生し、現在に至っています。又、市町村合併についても、平成 14 年 5 月から地区説明会を行ない、同年 9 月より市町村合併研究委員会を発会し、無作為抽出した 18 歳以上の村民 1,200 人を対象に合併に関するアンケートを行ないました。その結果合併賛成が 42%、反対が 36%と賛成が反対を上回り、合併先は穂高広域施設組合が 51%と大半を占める結果となり、委員会もアンケートの結果を重視した結論を出しました。しかし、この時点で安曇野を中心に、穂高町、豊科町、三郷村、堀金村、明科町で任意合併協議会を設置しており、その状況の

中で本村が加入を申し込むと混乱を招く恐れがあり、当面「自立」していくことを選択し現在に至っています。

■合併系譜図



イ 村における過疎の状況

本村の人口動向について、昭和 35 年から平成 12 年までの 40 年間に於ける国勢調査でみると、昭和 35 年から 40 年では 13.2%、昭和 40 年から昭和 45 年では 12.6%の減少と 10%を越す急激な減少を示していましたが、昭和 45 年から昭和 50 年では 8.8%、昭和 50 年から昭和 55 年では 6.5%、昭和 55 年から昭和 60 年では 7.6%、昭和 60 年から平成 2 年では 5.7%、平成 2 年から平成 7 年では 6.5%の減少、平成 7 年から平成 12 年では 5.6%減少、平成 12 年から 17 年では 10.6%減少し、少子高齢化の影響もあり、過疎化が進んでいます。

こうした中、村では旧過疎地域振興特別措置法、旧過疎地域活性化特別措置法、及び今回の過疎地域自立促進法により、過疎対策を推進してきました。

産業の振興では、農業生産基盤の整備充実をはじめ、公園等の観光リクリエーション施設等の整備を図ってきました。また、生坂村農業公社により、担い手育成支援も行ない、12 人の新規就農者が巨峰の農家として定住しています。

交通通信体系の整備では、村道・林道整備をはじめ、昭津橋、広瀬橋の架け替えを行ない、災害等による交通障害にも対応できる道路網の整備を行ないました。又通信面では、光伝送路等によるCATV施設整備、ブロードバンド整備に着手し、電子化の波に対応できる通信体系の整備を進めています。

生活環境の整備では、簡易水道施設の更新、下水処理施設の整備を行ない生活水準の向上に努めました。消防施設整備では、防災行政無線を、災害時に迅速に対応できるよう整備しました。

高齢者福祉等の増進については、高齢者福祉施設を整備し、一人暮らしの高齢者等の生活負担の軽減を図り、医療の確保については、歯科診療所機器の購入を行い、身近な医療体制の充実が図られました。

教育文化の振興では、小中学校のパソコン導入及び小学校の耐震補強工事等教育環境の充実を図り、又散在する有形無形の文化の保存・継承に文化財表示板の整備を行ないました。

こうした多分野かつ長期間にわたる過疎対策事業の推進により、住民生活の質的向上は着実に図られており、また、昭和 60 年ごろからはじまった巨峰栽培も優良産地として評価されるに至り、村の誇りある産業に育ちその巨峰栽培の後継者として、農業公社による、新規就農者制度も定着してきています。

しかしながら、人口動向からみると、依然として過疎化の歯止めがかからない状況であり、今後とも本村をとりまく社会環境は厳しい状況にあるといえます。

ウ 社会経済的発展の方向

本村の基幹産業であった第 1 次産業の就業人口は、昭和 35 年で 71.4%であったのが、45 年後の平成 17 年には 18.2%と激減したのに対し、第 2 次産業では 14.0%から 40.7%、第 3 次産業では 14.6%から 41.1%に増加しています。

わが国の産業構造が、戦後、高度工業化から脱工業化・サービス経済化、情報化へと変遷する中、本村においても、昭和 60 年には第 2 次・第 3 次産業が第 1 次産業を上回るようになり、これに伴い、村民の生活も松本市や安曇野市など周辺都市部への通勤者が次第に増えるなど、これまでの地域での暮らし方に変容をもたらしています。

周辺町村においても、住民の暮らしのスタイルは、都市的な要素を増してきており、いわゆる職住分離型の暮らし、地域においてはベッドタウン的な意味合いが色濃くなってきています。

一方、長らく本村の基幹産業であった農業は、地理的条件による農業生産基盤の立ち遅れや経営規模が零細なため生産性が低く、また後継者不足や高齢化、兼業化の進行により遊休荒廃地が増加するなど深刻な状況を迎えています。

しかしながら、農業は村の歴史と文化を築いてきた重要な営みであり、今後は、生産の場としてだけでなく、村の景観や村民性にも大きな影響を及ぼしていることに配慮することも重要となっています。

(2)人口及び産業の推移と動向

本村の人口は減少を続けており、昭和 35 年に 4,855 人であったものが、平成 17 年には、2,160 人となり、この 50 年間で 2,695 人 (55.5%) 減少しています。

これは昭和 30 年代以降の高度経済成長に伴う都市部への著しい人口流出や地域における産業基盤および社会生活環境の整備の遅れ等が要因と考えられ、また、山間地の急峻で複雑な地形も人口の流出を促す大きな要因と考えられます。

しかし、このような地形的条件が四季の変化に富んだ美しい自然景観と豊かで優れた自然環境、そして個性ある地域文化や伝統ある地場産業を育ててきたともいえます。

人口の年齢構成を5歳階級別にみると、平成12年に比べ平成21年では、若年層、生産年齢層ともに減少したのに対し、高齢層は増加しており、本村においても少子・高齢化が進行しています。

こうした人口構造の変化に伴い、長らく本村の基幹産業として発展を遂げてきた農業も就業者の高齢化や後継者不足などの問題が恒常化しており、就業者数は減少の一途をたどっています。

しかし、昭和60年ごろから始まった巨峰産地化への取り組みが大きな成果を上げてきており、平成7年に設立した財団法人生坂村農業公社による新規就農者の援助や住民団体との協働による特産品開発、また、新規就農者住宅等の整備により就農者の定住化を図り、農業を主軸とした産業の複合化へ新たな流れを創出してきています。

そんななかで、高齢化により、耕作意欲が低下し住宅地周辺の小さな農地が耕作放棄地として目立ち始めています。この状況に対して、高齢者にもできる小規模な農地での新鮮な野菜等の栽培は、高齢者の収入源となるとともに、農作業により張りのある生活ができ、耕作放棄地の解消と老人医療費の軽減を図る事ができます。それには、都市住民との交流事業の充実や村外の観光地にアンテナショップを設け、販路の拡大を図る必要があります。

一方、商業においては、多くの村民が日常的な買物を村外で通勤帰りなどに済ませることが多くなってきています。今後、高齢者の増加や子育てのしやすい地域づくりを進めることをふまえると、地域における商業機能の充実は必須の事項となっています。

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 4,855		人 4,213	% △13.2	人 3,684	% △12.6	人 3,364	% △ 8.8
0 ~ 14 歳	1,604		1,176	△26.7	873	△25.8	691	△20.8
15 ~ 64 歳	2,774		2,563	△ 7.6	2,299	△10.3	2,156	△ 6.2
うち 15~29歳 (a)	812		673	△17.1	596	△11.4	571	△ 4.2
65歳以上 (b)	477		474	△ 0.6	512	8.0	515	0.6
(a) / 総数 若年者比率	% 16.7	% 16.0	/	% 16.2	/	% 17.0	/	
(b) / 総数 高齢者比率	% 9.8	% 11.3	/	% 13.9	/	% 15.3	/	

昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実績	増減率
人 3,142	% △ 6.5	人 2,904	% △ 7.6	人 2,738	% △ 5.7	人 2,559	% △ 6.5	人 2,416	% △ 5.6	人 2,160	% △10.6
548	△20.7	448	△18.2	360	△19.6	329	△ 8.6	288	△12.5	227	△21.2
2,039	△ 5.4	1,866	△ 8.5	1,703	△ 8.7	1,453	△14.7	1,294	△10.9	1,133	△12.4
518	△ 9.3	446	△13.9	436	△ 2.2	328	△24.8	311	△ 5.2	248	△20.3
555	7.7	590	6.3	675	14.4	777	15.1	834	7.3	800	△4.1
% 16.5	/	% 15.4	/	% 15.9	/	% 14.5	/	% 12.9	/	% 11.5	/
% 17.6	/	% 20.3	/	% 24.7	/	% 30.4	/	% 34.5	/	% 37.0	/

表1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成21年3月31日		
	実 数	構 成 比	実 数	構 成 比	増 減 率	実 数	構 成 比	増 減 率
総 数	人 2,515	/	人 2,277	/	% △9.5	人 2,083	/	% △8.5
男	1,254	% 49.9	1,132	% 49.7	% △9.7	1,036	% 49.7	% △8.5
女	1,261	% 50.1	1,145	% 50.3	% △9.2	1,047	% 50.3	% △8.6

表1-1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 2,723	人 2,312	% △15.1	人 2,221	% △ 3.9	人 1,917	% △13.7
第一次産業 就業人口比率	% 71.4	% 64.8	/	% 51.5	/	% 37.8	/
第二次産業 就業人口比率	% 14.0	% 17.4	/	% 28.2	/	% 38.0	/
第三次産業 就業人口比率	% 14.6	% 17.8	/	% 20.3	/	% 24.2	/

昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
人 1,896	% △ 1.1	人 1,742	% △ 8.1	人 1,556	% △10.7	人 1,383	% △11.1	人 1,248	% △9.8
% 33.3	/	% 24.3	/	% 17.7	/	% 13.7	/	% 14.4	/
% 39.1	/	% 47.4	/	% 48.9	/	% 50.3	/	% 46.8	/
% 27.6	/	% 28.3	/	% 33.4	/	% 36.1	/	% 38.8	/

平成17年	
実 数	増減率
1,066	% △14.6
% 18.2	/
% 40.7	/
% 41.1	/

(3)行財政の状況

わが国の財政を取り巻く環境は、いわゆるバブル経済崩壊以降、景気調整の長期化などにより税収面に大きな影響を及ぼしてきました。特別公債に依存した予算編成とその実施が続いたことにより、地方交付税をはじめとする地方財源面において非常に厳しさを増し、さらに景気の低迷や高齢化の進行、また国際化や情報化など社会環境の変化に伴う行政ニーズの多様化により、地方財政はどの自治体においても厳しい状況となっています。

本村の標準財政規模は平成 20 年度で 13 億 5,788 万円で、一人当たり 62 万円となっています。

本村では健全財政を今まで展開してきましたが、歳入面における自主財源が乏しい状況にあり、地方交付税に依存せざるをえない財源構造となっているのが現状です。さらに、過疎化と高齢化という極めて深刻な課題を背負っており、厳しい財政状況が続いています。

生坂村では、産業振興による自主財源の確保、諸税の把握と適正化、高齢者福祉対策、効率的で有効な投資、などを行っており、これらの施策については継続的な実施が必要となっています。

表 1-2 (1) 市町村財政の現状

(単位：千円)

区 分	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 20 年度
歳 入 総 額 A	2,581,340	2,574,107	1,913,406
一 般 財 源	1,729,549	1,383,584	1,420,236
国 庫 支 出 金	116,561	536,607	49,000
都 道 府 県 支 出 金	127,797	210,623	124,106
地 方 債	436,700	277,700	144,701
うち 過 疎 債	427,600	175,400	88,100
そ の 他	170,733	165,593	175,453
歳 出 総 額 B	2,498,936	2,550,485	1,892,804
義 務 的 経 費	904,583	860,396	852,895
投 資 的 経 費	817,953	934,724	195,761
うち 普 通 建 設 事 業	813,191	257,826	195,761
そ の 他	776,400	755,364	844,148
過 疎 対 策 事 業 費	502,371	182,122	130,651
歳入歳出差引額 C(A-B)	82,404	23,622	20,602
翌年度へ繰越すべき財源 D	9,397	488	1,108
実 質 収 支 C-D	73,007	23,134	19,494
財 政 力 指 数	0.14	0.15	0.16
公 債 費 負 担 比 率	22.8	31.1	28.5
起 債 制 限 比 率	9.1	11.2	11.7
経 常 収 支 比 率	77.2	85.0	89.6
地 方 債 現 在 高	3,572,097	3,636,621	3,102,300

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 45 年末	昭和 55 年末	平成 2 年末	平成 12 年末	平成 20 年末
市町村道					
改良率 (%)	6.9	7.8	9.3	13.8	15.1
舗装率 (%)	19.0	23.4	38.6	51.9	51.9
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	35.1	35.1	39.5	39.5	32.6
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	3.1	3.1	4.7	5.4	5.3
水道普及率 (%)	79.7	89.3	92.5	90.1	92.0
水洗化率 (%)				47.8	75.0

水洗化率 = (A + B + C + D + E + F + G + H + I) / J

A : 公共下水道現在水洗便所設置済人口

B : 農業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

C : 漁業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

D : 林業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

E : 簡易排水施設現在水洗便所設置済人口

F : 小規模集合排水処理施設現在水洗便所設置済人口

G : コミュニティ・プラント処理人口

H : 合併処理浄化槽処理人口

I : 単独処理浄化槽処理人口

J : 住民基本台帳登録人口

(4)地域の自立促進の基本方針

《基本方針設定の前提》

①基本構想 (平成 22 年度～平成 31 年度)

村のめざすべき将来像と村づくりの基本的な方向を定めます。

②基本計画 (前期 5 か年基本計画 : 平成 22 年度～26 年度、後期 5 か年基本計画 : 平成 27 年度～31 年度)

基本構想で定められた将来像を実現するための基本的な諸施策を定めます。

③基本計画で定められた諸施策を具体的な事業として計画します。(村づくり計画、過疎計画)

第 1 章 【めざす将来像】

(将来像)

やまなみに抱かれ いつまでも楽しく暮らせる未来を創り出す村

(キャッチフレーズ)

—犀川の朝霧のように村民の希望が翔け昇る郷 ^か ^{さと} いくさか—

美しい自然の中で、村民が健康に恵まれ、先人が築いた伝統を基に、村への愛着と夢を抱いて、いつまでも楽しく暮らし続けられる安全安心な村を目指すことを将来の姿とします。

また、計画の全ての施策は人が礎となるものであり、当村の人口減少・少子高齢化問題は重要課題として、福祉・子育て支援の充実、産業の振興、住環境の整備、人口の維持等に努めていきます。

第2章 【基本目標と政策の柱及び基本計画の概要】

第1節 「みんなが元気でにこにこ暮らせる村づくり」 —健康と安全と安定を守っていきます—

医療機関が不足している村内で、村民が健康に不安なく元気に暮らしていけるよう医療体制を整備していきます。また、災害・犯罪の発生予防をし、万が一非常緊急事態が発生したときは迅速な対応に努め、生命、身体への侵害を防ぎます。お年寄りや社会生活に支障をきたしている方々が不安なく暮らしていけるよう、生活、自助・自立のお手伝いをしていきます。村内を交通の激しい幹線道路が縦断しており、交通安全対策の充実も図っていきます。

1 元気に暮らしを守ります〔保健・医療・保健〕

1) 医療環境の整備

①地域医療体制の充実 ②救急医療体制の拡充 ③遠隔医療体制の研究、取り組み

2) 健康づくり対策

①健康づくり支援の充実 ②地域組織の参画、連携、推進体制の整備 ③健診・相談活動の充実

3) 社会保障制度の充実

①国民健康保険事業 ②後期高齢者保険事業 ③国民年金事業

4) 介護保険

①介護保険事業の充実

2 全ての人にやさしい村をつくります〔福祉〕

1) 高齢者福祉

①在宅介護事業 ②施設介護事業 ③生きがづくり ④高齢者世帯対策

2) 障がい者福祉

①在宅・施設サービスの充実 ②予防療育、保育、教育の充実 ③機能訓練の促進・充実 ④公共施設等のバリアフリー化 ⑤社会参加の機会の充実

3) 福祉対策の就労の場の確保

①社会就労センターの活用 ②相談・指導活動の推進

4) 母子父子福祉

①母子父子家庭等の支援

3 子どものすこやかな育成を応援します(子育て)

1) 子育て支援

- ①保育内容の充実 ②遊び場の確保 ③地域交流の促進 ④相談、指導体制の充実
- ⑤子育て医療支援

4 あらゆる危害から村民を守ります

- 1) 治水対策
 - ①治水対策の推進
- 2) 砂防（治山）対策
 - ①治山対策の推進 ②緊急通報システムの整備
- 3) 交通安全・防犯への取り組み
 - ①交通安全対策の推進 ②防犯対策の推進
- 4) 消防・防災体制の整備
 - ①消防体制の整備と充実 ②防災対策の推進 ③大規模災害の対策

【生坂村第5次総合計画と過疎地域自立促進計画（生坂村との対応表）】

第5次総合計画《施策の柱》	過疎地域自立促進計画
①元気な暮らしを守ります 〔保健・医療・保険〕	6 医療の確保
②全ての人にやさしい村をつくり ます〔福祉〕	5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
③子どものすこやかな育成を応援 します〔育児〕	7 教育の振興
④あらゆる危害から村民を守ります〔安全安心〕	4 生活基盤の整備

第2節「生涯わくわく学び続けられる村づくり」

— 一次世代の主役を地域で育て心潤う生活をつくり出します —

次世代を担う子どもの校内、校外における教育を充実させます。また、社会人になってからも様々なことを学び続け、心豊かに生活を送れるよう生涯学習の機会を広げていきます。特に、高齢化が進む当村においては、高齢者の生きがいがいづくりのためにも生涯教育は重要な意味を持っています。

また、長い年月にわたり蓄積された生坂の伝統文化を保存し次世代へ受け継ぎ、さらに新たな文化を創出していくための支援をしていきます。

1 子どもの心を育みます(学校教育)

- 1) 学校教育の充実
 - ①特色ある教育内容の編成 ②情報教育の充実 ③国際教育の充実 ④人権教育等の推進 ⑤福祉、健康教育の推進 ⑥生徒指導・相談体制の充実 ⑦教職員の資質の向上⑧広域的な小、中学校間の交流促進
- 2) 家庭教育の充実
 - ①家庭教育の支援

3) 教育施設の整備

- ①学校施設・設備の充実と活用 ②学校給食の充実

2 生涯にわたり学びの機会を提供します(社会教育)

1) 生涯教育内容の充実

- ①各種講座の充実・実施 ②文化教育・学習の推進

2) 生涯学習活動の支援

- ①学習情報の収集と提供 ②指導者の充実 ③生涯学習活動グループ(団体)の育成・支援 ④学習成果の発表と活用

3) 子どもの校外活動支援

- ①地域に根ざした教育の充実 ②児童館(たんぼぼ)の活動強化

3 運動に親しむ環境をつくれます[スポーツ]

1) スポーツ活動の促進

- ①健康づくりと体力づくりの促進 ②スポーツイベントの充実 ③社会体育と学校体育の連携

2) スポーツ環境の支援・充実

- ①スポーツチームの育成・支援 ②体育協会等の組織充実 ③体育施設の活用と充実

4 一人ひとりを大切にします[人権尊重]

1) 人権教育・啓発活動

- ①人権に関する学習の推進 ②家庭内暴力・虐待の防止

2) 男女共同参画社会の構築

- ①女性の社会活動の推進 ②男女平等思想に立った啓発の推進

5 古の遺産を学び伝えます。

1) 文化財の保護活用

- ①歴史・文化的財産の調査・収集 ②歴史・文化的財産の保全・活用

2) 文化行政の推進

- ①文化施設の活用

【生坂村第5次総合計画と過疎地域自立促進計画(生坂村との対応表)

第5次総合計画《施策の柱》	過疎地域自立促進計画
①子どもの心を育みます〔学校教育〕	7 教育の振興
②生涯にわたり学びの機会を提供します〔社会教育〕	8 地域文化の振興等
③スポーツに親しむ環境をつくれます〔スポーツ〕	4 生活環境の整備

④一人ひとりを大切にします〔人権尊重〕	
⑤ <small>いにしえ</small> 古の遺産を学び伝えます〔歴史、伝統、文化の継承〕	4 地域文化の振興等

第3節 「気持ち良くゆったり暮らせる村づくり」 —生活しやすい環境をつくっていきます—

道路整備、公共交通機関の利便性向上、公共施設・設備の整備などにより便利で生活しやすい環境を作っていきます。

また、廃棄物処理対策、不法投棄防止などにより衛生的で快適な生活を維持し、自然環境の保護にも配慮していきます。

1 安心して暮らせる生活基盤をつくります〔生活基盤の整備〕

1) 道路の整備

①国道の防災工事促進 ②県道の全面改良促進 ③村道幹線道路改良促進 ④生活道路の確保 ⑤協働による道路の整備・管理

2) 上下水道

①上水道施設の適正な整備と維持管理 ②水の有効利用 ③下水の促進 ④集中管理システムの整備 ⑤上下水道施設運営の健全性維持

3) 公共交通機関の整備

①公共交通機関の充実

2 快適に暮らせる環境をつくります〔住環境〕

1) 土地利用

①土地の計画的利用 ②地籍調査の活用と管理

2) 環境衛生・廃棄物対策

①ゴミの収集・処理 ②ゴミのリサイクル・減量化 ③公害防止対策の強化

3) 公営住宅等の整備

①住宅マスタープランの策定 ②公営住宅の整備 ③村営住宅の払い下げ ④空家の利用 ⑤廃屋対策

4) 墓地・霊園

①墓地・霊園の整備

3 みずみずしい潤いに満ちた環境をつくります〔環境保護〕

1) 自然環境、景観の保全

①全村的な環境美化 ②環境保全意識の高揚 ③茸山の環境保全

【生坂村第5次総合計画と過疎地域自立促進計画（生坂村との対応表）】

第5次総合計画《施策の柱》	過疎地域自立促進計画
①安定して暮らせる生活基盤をつくり ます〔生活基盤の整備〕	4 生活環境の整備
②快適に暮らせる環境をつくり ます〔住環境〕	4 生活環境の整備
③みずみずしい潤いに満ちた環境をつ くります。〔環境保護〕	4 生活環境の整備

第4節 「活気にあふれにぎわいに満ちた村づくり」

—様々な資産を活用して産業を発展させていきます—

村にある山、川等の景観、自然の恵み、施設、伝統文化などの様々な資源を活用して、農業、林業、商工業、観光を発展させ、経済的にも潤い、活気に満ちたむらづくりを推進します。

1 地の利を活かした農林業を発展させます〔農林業の発展〕

1) 農業環境の整備

①ほ場整備の実施 ②農道・用排水路および農業関連施設・設備の維持管理 ③農業公社の支援・連携

2) 生坂農業の活性化

①産業としての農業の推進 ②農業の持つ多面性から捉えた農業展開 ③有害鳥獣対策

3) 森林の整備

①健全な森林育成・造成 ②村有林・森林資源の保全と有効利用 ③地元材の利用促進と活用 ④林産物の利用

2 村の資産を活かした商工観光を発展させます〔商工観光の発展〕

1) 商工業の活性化

①商業サービスの維持・向上の支援 ②商業市場の拡大 ③産業立地条件の向上 ④地場産品開発 ⑤加工施設の充実 ⑥商業振興体制・組織の充実

2) 観光資源の活用

①「やまなみ荘」の健全経営 ②山清路等景観資源の整備 ③施設の有効活用 ④体験型イベントツアーの実施 ⑤産業間の連携による観光産業創出 ⑥周辺観光地とのネットワーク形成⑦観光協会の組織、体制の強化

【生坂村第5次総合計画と過疎地域自立促進計画（生坂村との対応表）】

第5次総合計画《施策の柱》	過疎地域自立促進計画
①地の利を活かした農林業を発展させます〔農林業の発展〕	2 産業の振興
②村の資産を活かした商工観光を発展させます〔商工観光の発展〕	2 産業の振興

第5節 「みんなで元気な村づくり」

—共に手を携えて村民の力を結集していきます—

自助、共助、公助を基本としながら、行政と村民が手をたずさえて、自分たちの村を共に作り上げていきます。そして、現在も実施している協働事業を更に発展、拡充していきます。

また、村民との協働を推し進めるにあたって、ボランティア活動の支援、情報の共有、行政組織の改革、協働のパートナーとしての村職員の資質向上を推進していきます。

高度情報化社会に対応し、インターネット等の情報設備により、常に新しい情報を得て利用できるよう情報通信機器を整備、また素早い情報の提供に努めます。

1 地域の全ての力を使って村づくりをしていきます〔村民主体の村政(協働)〕

1) 村づくりへの村民参加

①地区活動の支援 ②経済効果を生み出す地域活動の展開・促進 ③地域活動の基盤づくり

2) ボランティア活動への支援

①ボランティアの統一化

3) 地域情報化及び開かれた村政の推進

①地域情報ネットワークの構築及び活用 ②情報化の推進とセキュリティ対策
③公聴活動・行政懇談会の充実 ④広報制度の充実

4) 村内イベントの実施

①村内交流の推進②広域交流の推進

5) 国際交流事業

①国際交流事業の推進

6) 地域協力関係

①過疎地域集落再編整備検討

2 効率的で身近な行政運営をめざします〔行政組織〕

1) 行財政運営

①事務・事業の評価・見直し ②事務・事業の電子化 ③住民対応の充実 ④職員の資質向上・意識改革 ⑤行政のスリム化 ⑥財政の効率的な運用 ⑦健全な行財政運営 ⑧広域行政の展開

【生坂村第5次総合計画と過疎地域自立促進計画（生坂村との対応表）】

第5次総合計画《施策の柱》	過疎地域自立促進計画
①地域の全ての力を使って村づくりをしていきます〔村民主体の村政（協働）〕	3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進
②効率的で身近な行政をめざします〔行政組織〕	

(5)計画期間

後期の計画期間は、平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6か年間とします。

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

【農業・森林整備】

本村の農業は、米と巨峰を中心として野菜栽培も営まれており、直売所を中心に農産物の販売額が増加傾向になってきていますが、小規模農家が多く農家の高齢化も進んでおり後継者不足や転出による地主の不在などで、遊休荒廃地の増加がみられます。

農地の保全としては、中山間地域直接支払事業8地区と農地・水・環境保全向上対策事業10地区の導入により、地域の住民の取組で荒廃地の有効活用を進めていきます。

しかし、近年の農業経営を取り巻く環境は非常に厳しく、巨峰の栽培面積拡大も困難な状況です。また、有害鳥獣による食害被害も年々増加していることから、防護柵等の設置が必要になります。

今後は体験型農業や特産品開発等により、都市住民との交流を行い販路の拡大を図り、滞在型の観光農業としての発展も視野に入れていくことが重要になっています。

林業は、国内木材の価格低迷や需要の減少と後継者不足などにより、依然厳しい状況にあり森林所有形態も小規模で、不在地主が多い状況です。平成20年度から県の森林税を活用した里山整備事業で整備を進めており、緩衝帯としても効果があるため、有害獣への対策にもなっています。

赤松林は松くい虫の発生により、伐倒駆除と空中散布により対応はしていますが被害拡大が速く、将来赤松林は消滅する恐れがあります。空中散布は、松茸が生える山があるため、周辺市町村の状況を確認しながら対応します。広葉樹は原木として利用できるため、高津屋森林公園を拠点としてキノコのコマ打ち体験や販売を行い森林体験の滞在型施設として活用し、農村公園と遊歩道で結び、観光林業と森林の里親促進事業による企業の参入により活性化を図ります。

今後これら林産物を生かした多角的な視点から、林業の活性化を図ることが必要です。

《成果指標と目標値》

成 果 指 標	現 在	H 2 6 (5 年 後)	H 3 1 (目 標 年 度)
農 地 面 積	246ha	246ha	246ha
新 規 就 農 戸 数	14 戸	19 戸	24 戸
林 道 整 備 率	71.2%	85.0%	85.0%

※「農地面積」については、耕作放棄地の増加抑制により、面積を現状維持することを目標値とする。

【商工業】

本村の商業は、近隣の大型店などにおける消費が増えていることから、経営状況は厳しさを増しています。高齢者など交通弱者にとっては、村内商業の衰退は生活に大きな支障になります。

今後さらに、商業と農業と観光の連携により、新しい複合的な商業形態の形成を図り、地域の活性化手段として検討していくことが必要です。

また、工業は零細企業が多く、企業の誘致も難しいため、労働力が村外に流出し大変厳しい状況にあります。

《成果指標と目標値》

成 果 指 標	現 在	H 2 6 (5 年 後)	H 3 1 (目 標 年 度)
商 業 融 資 額	12,500 千円	20,000 千円	20,000 千円
県・村制度資金利用件数	2 件	2 件	2 件

【観光資源の活用】

やまなみ荘は、村民のやすらぎと憩いの場として親しまれていますが、村民の利用をさらに増進するため、公民館事業、スポーツ大会等で積極的に利用してもらう等の方策が必要です。また、観光、交流事業の中核施設としても、体験農業、合宿等に利用をしていますが、リピーターの確保に努めていくことが必要です。

近年増加しているトレッキングの観光客や巨峰の収穫祭、観光ブドウ園の入り込み客が、やまなみ荘に立ち寄ってもらい、活性化を図る必要があります。

赤とんぼフェスティバル、都市住民や千葉市小学生の農村体験は定着しつつあり、リピーターも増え、地域住民との交流も進んでいます。

今後は、こうした施設や活動を最大限に活用し、自然の恵みや地域の温かさを体験できる観光エリアとして充実させ、施設間の連携を強化しつつ村内の経済波及効果をより高めるためのソフト事業を強化していく必要があります。

《成果指標と目標値》

成果指標	現在	H26 (5年後)	H31 (目標年度)
農林体験事業参加	400人	880人	1000人
トレッキング入山者	2000人	2500人	2500人

(2) その対策

【農業環境の整備】

①ほ場整備

ほ場の整備率は80%ほどで、小規模なほ場未整備地を、受益者の希望により、作付け作物の検討も含めて地形にあった工法での工事を推進していきます。

②農道・用排水路および農業関連施設・設備の維持管理

農業の機械化と維持管理の省力化を図るため、受益者との協働により農道・用排水路の整備を行っていきます。

③農業公社の支援・連携

高齢者農家の支援と農地保有合理化学業を推進するとともに、地場産品の加工販売を促進し地産地消と就業の場を確保しながら、健全な運営を図っていきます。

【生坂農業の活性化】

①産業としての農業

「山清路巨峰」の産地確立で、専業農家として、新規就農者が産業としての農業に取り組むようになっており、関係団体とも連携した支援をしながら、村に適した作物や新しい作物の産地化を図り、遊休荒廃地の解消と後継者対策として、自立した農業経営のできる農業を目指していきます。

②農業の持つ多面性から捉えた農業

田舎暮らしを希望する人が増加していることから、兼業農家又は離村した空家と農地を借り上げて、農業をしながら農村での生活をしてもらい、また、都市住民との交流の中で、採れたての野菜を販売するなど、高齢者農家の生きがいをづくりにつなげると共に、山村の良さをPRし人口の増加につながる施策を検討していきます。

③有害鳥獣対策

有害鳥獣対策は4地区で大規模な電気柵を整備し、特産の巨峰等の被害対策をしているが、山間部での対策はできていないため補助事業や柵の貸出をする事業を検討していきます。

【森林の整備】

①健全な森林育成・造成

松くい虫の被害に対する対策を行い、用途と地形に合った計画的な植林をすると共に、地域の住民の協力により森林税を活用した里山整備を推進し、整備が整った地域に企業による里親制度の導入を検討していきます。

林業を活性化するために林道・作業道の改良や舗装の整備も継続して行っていくま

す。

②村有林・森林資源の保全と有効利用

未使用資源となっている村有林や民有林の有効利用を図るため、林業公社等を設立し林業生産基盤を整えていきます。

③地元材の利用促進と活用

県の木材研究の成果を利用し、集成材等として村内材の活用方法を検討していきます。

④林産物の利用

山林の持つ資源として、木材は原木や薪・木炭として利用し、こしあぶら・たら等山菜として需要のある木を育て、生産意識の向上を図り、また、森林を活用した林業体験型公園の整備を検討していきます。

【商工業の活性化】

①商業サービスの維持・向上の支援

既存の商店の改装・改築等による魅力のある店舗づくりができるよう、補助金も検討し推進するとともに、松本ハイランド農協による宅配サービスの検討など、地域性にあった販売方法による活性化対策も検討していきます。

②商業市場の拡大

地域住民からの需要は限られていることから、村外からの観光客にも対応した商業展開を図り、観光客のニーズに合うイベントや体験施設等と連携しながら市場の拡大を図っていきます。また、姉妹都市の提携や松本市の団地での特産品販売、道の駅の整備（農産物直売所）等により販売を促進していきます。

③産業立地条件の向上

高規格道路の整備によりインターチェンジが近くなり、交通網の条件が整ったうえで、社会情勢を見ながら企業誘致を進め、若者の定住化や女性の就労機会の確保などにつなげていきます。

④地場産品開発

各団体による地域の食の発見・加工品開発活動により、新しい付加価値の高い特産品の開発に取り組んでいきます。また、農業公社の特産品開発部による商品は、現状の味を維持しながら、生産販売を強化していきます。

⑤加工施設の充実

農産物加工施設での特産品開発促進と利用方法を検討・研究し、また、加工施設の有効利用に努めていきます。

⑥商業振興体制・組織の充実

商工会の指導体制を現状にあったものに強化するため、池田町商工会と広域連携し活動強化を促進していきます。また、制度資金の活用や商店の体質の強化により、経営の安定を図っていきます。

【観光資源の活用】

①「やまなみ荘」の健全経営

やまなみ荘を本村の観光拠点施設として位置付け、村民福祉の増進、また、地域住民と都市住民が交流を行なうことにより、村内の活性化を図りつつ、企業力、営業力を高め健全経営に努めていきます。

②体験型イベントの実施

赤とんぼフェスティバルや豊かな自然環境やその中で生まれた生坂文化、固有の歴史に触れることのできる農村宿泊体験型イベントを、村民との協働により企画・展開してより充実させ、参加者の定住と村の活性化につなげていきます。また、観光会社や利用者へのPRにより宿泊客の増加にも努めていきます。

③産業間の連携による観光産業創出

農業体験や林業体験など、農林業と連携した観光の展開や、商工業との連携による観光用特産品の開発・販売の強化など、村民と村内業者などが連携して経済的付加価値を高める活動を促進し、新たな観光産業の形成を図ります。

④周辺観光地とのネットワーク形成

周辺市町村と連携して、幅広い観光集客ができるよう、広域連合の企画への参加や観光ルートの形成により、やまなみ荘及び村内宿泊施設への誘客にもつながるようなネットワークづくりを進めていきます。

(3) 計画（平成22年度～平成26年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(1) 農業の振興			
	(ア) かんがい用水施設整備事業	揚水機・用水施設整備	生坂村	
	(イ) 農業振興推進事業	農業公社支援	生坂村	
	(ウ) 情報発信施設整備事業	農産物等直売場整備	生坂村	
	(エ) 農地保全事業	中山間地域等直接支払事業 農地・水環境保全向上対策事業	生坂村	
	(オ) 有害鳥獣対策事業	電気柵整備・緩衝帯整備	生坂村	
	(カ) 特産品開発支援事業	加工施設機材整備	生坂村	
	(2) 林業の振興			
	(ア) 絆の森整備事業	森林整備	生坂村	
	(イ) 松くい虫対策事業	空中防除・特殊間伐	生坂村	
	(ウ) 林道改良統合補助事業	林道舗装	生坂村	
	(8) 観光又はレクリエーション			
	(ア) 都市との交流事業	体験タワー	生坂村	

	(イ) イベント推進事業	赤とんぼフェスティバル	生坂村	
	(ウ) 公園整備事業	公園維持整備	生坂村	
	(エ) 都市交流施設（やまなみ荘）施設整備事業	空調機器等施設整備	生坂村	
	(9) 過疎地域自立促進特別事業			
	(ア) 荒廃地防止支援事業	荒廃地防止支援員設置	生坂村	
	(イ) 特産品開発支援事業	アンテナショップ設置	生坂村	

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

【交通体系・公共交通機関】

本村の道路については、国・県・村道の道路拡幅、防災工事等の改良、道路環境の整備を進めていく必要があります。また、道路整備においては、住民との協働により低コストで道路などの修繕が行えるシステムを形成してきました。

また、地形的に他地域への交通に支障のある地区が多数あるのが特徴です。現在、村の交通施策としては、幹線系の路線バスとデマンドバスの2種類がありますが、過疎化やマイカーの普及等により、この数年利用者が著しく減少しています。

このような状況下、平成20年3月から生坂村公共交通協議会を設置し、運行内容の見直し、車両の小型化を図り、小さな集落をサポートできるようにしていきます。今後も、利用者の移行や利用状況を把握しながら、交通弱者の足を確保するため、コストを削減しつつ効率の良い運営方法を検討することが重要課題になります。

《成果指標と目標値》

成果指標	現在	H26 (5年後)	H31 (目標年度)
1、2級村道改良率	61.2%	63.0%	65.0%
バス月平均利用者数（幹線バス、デマンドバス）	2,150人	2,300人	2,300人

【情報化】

地域情報については、地上デジタル化に対応するため、CATV施設の整備を行ってきましたが、まだ接続していない家庭があり接続率の向上が必要です。

インターネットについても、大容量で高速な情報通信サービスを利用できる環境の整備が急務です。また、急速な進展を続ける情報通信技術をめぐる動向にも対応し、情報政策の展開を図っていく必要もあります。

防災行政無線、広報、ホームページ、ICNで村政情報を提供していますが、今後も

この情報提供手段のそれぞれの特色をいかし、連携を強め開かれた村政の推進を行っていく必要があります。

《成果指標と目標値》

成 果 指 標	現 在	H 2 6 (5 年 後)	H 3 1 (目 標 年 度)
I C N 視 聴 戸 数 率	89.5%	95.0%	98.0%
村 政 懇 談 会 参 加 者 数	223 人	245 人	270 人

【地域間交流の促進】

都市住民を中心に「ゆとり」や「安らぎ」を求める傾向が強まっており、健康志向、環境意識の高まりとあいまって、緑豊かな自然や地域の伝統文化とのふれあいや農林業体験などに対する関心が高まっています。また、千葉市小学生の農村体験は定着してきています。

農山村の豊かな自然や文化、地域特産物等を活用することにより、都市住民との交流を促進し、新たな地域産業の展開による就業機会の拡大と所得の向上を図るとともに、都市と農村との新たな共生関係を構築し、自立促進を図る必要があります。

また、森林の持つ公益的機能が広範囲に及ぶことから、都市住民との交流や企業等との連携など多くの人々の参加により森林を守り育てるとともに、交流により地域の自立促進を図る必要があります。

(2) その対策

【道路整備】

①国道の防災工事

山清路国道防災工事の早期完成等を要望し、災害による通行止めがない道路の整備を推進していきます。

②県道の全面改良促進

県道は通院・通学等生活に密着しているため、大町麻績インター千曲線の橋梁新設、上生坂信濃松川停車場線のトンネル化を推進し、下生野明科線を含め3路線の改良等整備を推進していきます。

③村道幹線道路改良促進

幹線道路の改良を計画的に進め、集落間の連絡や生活・福祉の向上のために整備を進めていきます。

④生活道路の確保

村内の道路はおおむね整備はできていますが、観光資源へのアクセス道路、農産物の搬出道路、通勤通学道路としても有効に機能するように整備を行っていきます。

⑤協働による道路の整備・管理

区からの要望箇所は、低コストで事業効率を上げるため、地区住民の協働作業である「おてんま」による道路整備や除草作業を推進していきます。

【公共交通の整備】

①公共交通機関の充実

生坂村公共交通協議会において検討し、車両の小型化、ダイヤの効率化による幹線バスの再構築、周回バスのデマンドバスシステムの改良を実証実験していきます。実験終了後も、財源負担を抑えた持続可能な交通システムとなるよう整備を図っていきます。

また、村営バスと過疎地有償運送との整合も図っていきます。

【地域間交流の促進】

①山清路等景観資源の整備

山清路をはじめ犀川の清流や大城・京ヶ倉などの山岳資源など、豊かな自然環境が創出する美しい景観を、都市部では得られない「ふるさとの風景」として整備を進めます。

また、大城・京ヶ倉を訪れる都市住民が増加していることから、この人々に金戸山の百体観音、新生山や高津屋森林公園・上野農村公園のPRを行っていきます。

②施設の有効活用及び整備

農村公園と高津屋森林公園をグリーンパークブリッジでつなぎ、自然体験・滞在交流型の観光エリアとして、引き続き必要な環境整備を行い、スカイスポーツ公園などは指定管理による管理者との協働により、利用者の拡大に努めていきます。

やまなみ荘、各公園、山岳トレッキングコースなどの集客施設相互間の連携をとって、利用者の回遊性を高め、かつ、日帰りから滞在型まで幅広く観光ニーズに応えられるように、村の産業として経済波及効果につながる仕組みづくりを進めていきます。

また、文化財の展示施設を整備し、交流事業の充実を図ります。

③体験型イベントの実施

赤とんぼフェスティバルや豊かな自然環境やその中で生まれた生坂文化、固有の歴史に触れることのできる農村宿泊体験型イベントを、村民との協働により企画・展開してより充実させ、参加者の定住と村の活性化につなげていきます。また、観光会社や利用者へのPRにより宿泊客の増加にも努めていきます。

(3) 計画（平成22年度～平成27年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1) 基幹的な村道の整備			
	(1) 村道			
	(ア) 1級1号線（北平）	拡幅改良	生坂村	
	(イ) 1級1号線（高鼻・甲斐沢）	改良	生坂村	

	(4)その他			
	(1)情報通信			
	(ア)CATV 施設維持管理事業	CATV 施設維持管理	生坂村	
	(イ)ブロードバンド施設維持管理事業	ブロードバンド施設維持管理		
	(ウ)防災行政無線維持管理事業	防災無線施設維持管理 防災無線施設整備一式	生坂村	
	(エ)CATV 施設整備事業	ライブカメラ設置一式	生坂村	
	(7)過疎地域自立促進特別事業			
	(ア)集落間連絡道路整備	村道施設補修及び改修	生坂村	

4 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

【上・下水処理施設】

上水道は、村が管理している簡易水道と、各地区で管理している小規模簡易水道があり、込地、重、雲根地区について道路改良に伴い、村管理の水道に切り替え、一貫した管理運営を行えるよう整備が必要になります。また、下水道は、農業集落排水施設と合併処理浄化槽の整備により全村水洗化を進めており、今後はそれぞれの加入率の向上を推進し、上下水道ともに健全な運営を保つために、両者を一貫した体制で合理的・経済的に管理し、財政状況を勘案して使用料金などの見直しの検討も必要になります。

《成果指標と目標値》

成果指標	現在	H26 (5年後)	H31 (目標年度)
簡易水道給水率	91.7%	94.0%	100%
上水道有収率	63.7%	70.0%	76.0%
農業集落排水加入率	74.8%	80.0%	85.0%

【ごみ・し尿処理等】

身近な環境保全のために、年1回住民がごみ拾いと花植えを行い、美化運動を実施しています。しかし、人家のない場所への不法投棄がなくなるのが現状です。看板設置や警察との協力等により、不法投棄の未然防止に努めていくことが必要です。

《成果指標と目標値》

成果指標	現在	H26 (5年後)	H31 (目標年度)
環境美化活動団体数	25	25	25
環境美化活動参加者数 (年間延べ人数)	1300人	1500人	1500人
不法投棄物回収量(年間)	1190kg	1100kg	1000kg

※「不法投棄物回収量」については、不法投棄の防止活動により不法投棄物が減少する結果、回収量が減少する、という目標値

【消防・防災】

当村は、平成20年度には土砂災害警戒区域の指定を受け、災害危険個所を定期的に調査し、危険住宅の移転や国・県との連携による治山・治水砂防事業の推進、各防災施設の点検及び維持補修を進めており、緊急通報システムの構築も図ります。住民の生命と財産を守り、安心して暮らすことができるよう、これらの事業を継続的に進める必要があります。

非常備消防では、3分団で組織し初期消防体制の充実を図っています。しかし、団員の減少で特に昼間の団員確保が課題となり、各地区の消防団OBなどから推薦により消防協力隊の制度を新設していますが、少子高齢化に対応するため、より一層の地域住民の連携・協力も含めた組織体制づくりが必要となっています。

また、自主防災組織の結成も推進するとともに、自主防災意識を高め、村民が安心して生活できる地域防災体制の確立が必要となっています。

緊急の情報伝達体制は、緊急情報が消防署→役場→民生委員と通報されるように強化しており、さらに、CATVの整備に伴いそれを活用した災害情報伝達システムを確立することとしています。

地域防災計画について、平成21年度にハザードマップ作成を行い、併せて見直しをし、効率的、効果的な防災体制を計画的に整えていくことが求められます。

《成果指標と目標値》

成果指標	現在	H26 (5年後)	H31 (目標年度)
土砂災害警戒区域 (土砂災害特別警戒区域)	195箇所 (150箇所)	195箇所 (148箇所)	195箇所 (146箇所)
地すべり指定箇所	28箇所	29箇所	30箇所
消防団員数	155人	155人	130人
機能別団員数	0人	5人	15人
自主防災組織数	4	10	10

※「機能別団員」とは、技能や事情に応じて音楽隊等の特定の活動にのみ参加する消防団員のこと。

【安全なまちづくりの推進】

本村は、南北に国道19号線が縦断しており、交通量が非常に多く交通安全対策が必要です。また、人口の減少により人通りの少ない個所があり、防犯対策も必要です。

【住環境】

本村には 50 戸の公営・村営住宅がありますが、建設時期の早い住宅には空き家もあります。定住を目的に建設した宮の上団地は空き家はなく、村外からの若い世代が入居しています。年数の経過した住宅は、入居者が入れ替わるときの修繕に費用がかかるようになってきているため、改築または建て替えを検討する必要があります。

魅力的な自然景観を生かしたゆとりある住環境の形成を計画的、効率的に進め人口の流入につながるよう検討を進めます。

可・不燃物、粗大ごみについては、業者による一括処理をしています。ごみの排出量は抑制されてきていますが、さらにリサイクル等について、住民意識の高揚を図っていくことが必要です。

《成果指標と目標値》

成果指標	現在	H 2 6 (5 年後)	H 3 1 (目標年度)
可燃物（年間量）	263.4t	250.0 t	245.0 t
リサイクル（年間量）	134.3t	140.0t	145.0t
最終処分量（年間量）	5.8t	5.5t	5.2t
公営・村営住宅戸数	50 戸	55 戸	60 戸

※ごみの分別収集の推進により、結果として「可燃物」と「最終処分量」は減少し、「リサイクル」は増加することを目標値とする。

（２）その対策

【上下水道】

①上水道施設の適正な整備と維持管理

上水道施設の適正な整備と老朽施設の計画的な修繕管理により、水の安定供給を図ります。また、日常の管理を強化し漏水を減らすよう努めていきます。

②水の有効利用

安曇野市と大町市から受水しているため、漏水個所の通報や節水による有効利用を、広報誌等により住民への啓発に努めていきます。

③下水の促進

農業集落排水施設の加入率は、3 地区で 80.9%になっており、特に高齢者世帯を中心として加入の促進に努め、経営の安定を図っていきます。また、個別合併処理浄化槽地域の整備率は 69.2%になっており、整備を促進するため補助事業を継続します。

汚泥については、将来人口の減少にともない、汚泥の処理等の効率化を図るなど、総合的に処理体制を検討し整備を行います。

④集中管理システムの整備

I C N の伝送路を使用し、上下水道施設の集中管理を行い効率的な運営体制の整備に努めていきます。

⑤上下水道施設運営の健全性維持

上水道では集中管理システムの整備には莫大な費用がかかるため、配水池に流量計を設置して、I C N 伝送路を使用する管理方法も検討し、下水処理施設には警報

装置による管理で、経費の削減を図り使用料金の見直しを含めた運営に努めていきます。

【ごみ・し尿処理等】

①全村的な環境美化

今後も、可・不燃物、粗大ごみについては、業者に委託し処理していきます。

村民自身の環境への関心を高めるため、村内一斉の環境美化運動・花いっぱい運動への参加を推進していきます。

また、村内の山や川を、ごみや空き缶などのない空間として維持整備すると共に、公共施設の環境美化にも努めていきます。

②環境保全意識の高揚

広報誌や ICN 等により情報提供するとともに、地球温暖化防止、CO₂抑制など環境汚染問題に対する住民意識の高揚を図り、身近なところから環境保全の取り組みを行っていきます。苦情相談にも迅速に対応していきます。

また、生坂村自然資産等保護基本条例の周知による環境保護、意識の啓発に努めていきます。

③茸山の環境保全

生坂の大きな財産である山の景観維持、山の産物である茸、山菜を保護するため、茸山の環境保全に努めていきます。

【消防・防災】

①消防体制の整備と充実

広域消防体制の中で、常備消防力の強化及び緊急救助体制の充実を図ります。また、消防団OB等による機能別団員を各地区に設置し、消防団の補助体制を確立するとともに、自主防災組織の構築を促進し、団員の活動環境の整備を進めていきます。

②防災対策の推進

火災・災害を未然に防ぐため、自主防災組織の育成と消防団の連携を図っていきます。

被害を最小限に抑えるため、ICNや防災無線などによる防災・防火に関する広報、保育園児による幼年消防クラブの啓発を実施します。また、住民を対象とした初期消火訓練、講習会や救護・救急訓練などを通じて住民の防災・防火意識の高揚を図っていきます。

防災無線については、施設が老朽化しているため、デジタル化を含めた更新を行っていきます。また、国・県関係の災害情報との連携を図っていきます。

③大規模災害の対策

災害が予想される地域又は箇所を事前に把握し、住民へ周知することにより、人的災害の発生を未然に防止するとともに、地域の実情に沿った警戒体制、避難体制を確立していきます。

また、避難訓練及び災害時における各機関、防災組織及び住民との協力体制の確立を図り、地震などの様々な大規模災害に備えます。

【安全なまちづくりの推進】

①交通安全対策の推進

交差点・カーブなど事故が多発する箇所の改良、カーブミラー・ガードレールなどの点検、補修・改善を図り、また、関係機関と連携した交通安全教室などの充実や広報などを通じ、交通安全思想の普及啓発活動を強化していきます。

②防犯対策の推進

犯罪の低年齢化や広域化、情報犯罪、高齢者への詐欺行為など多角化・複雑化する犯罪を未然防止するために、小中学校・防犯協会などの関係機関や警察と連携し、防犯灯の設置や防犯パトロールなどを展開していきます。

【住環境】

①住宅マスタープランの策定

国庫補助による公営住宅の整備を行うために、入居者のニーズに合うよう住宅の整備計画の策定を検討していきます。

②公営住宅の整備

入居者の生活状況に配慮した住宅の提供をするため、村有の未分譲地等への低額家賃一戸建て住宅の建築、その他改築、維持修繕を含めた整備を計画的に進めていきます。

③村営住宅の払い下げ

村営住宅に関しては、若者の定住化につながるよう、入居者の定住等希望を確認し、払い下げを法的に検討していきます。

④空家の利用

村内にある空き家及びそれと同一所有者の農地について、調査を行い台帳を作成して、スムーズに賃貸借ができる方法を検討し、その有効利用を図っていきます。

⑤廃屋対策

村内の空家で、住む事ができなくなった家屋について、所有者と協議し対応を検討していきます。

(3) 計画（平成 21 年度～平成 27 年度）

自立促進施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境の 整備	(1)水道施設			
	(ア)簡易水道施設給水 区域拡張事業	雲根・込地・重地区給 水区域拡張工事	生坂村	
	(2)下水道処理施設		生坂村	
	(イ)農業集落排水事業	維持管理業務	生坂村	
	(イ)合併浄化槽事業	浄化槽整備	生坂村	
	(4)消防施設整備事業		生坂村	

	(ア) 消防防災施設整備事業	緊急自動車 積載車 小型ポンプ 防火水槽整備	生坂村	
	(イ) 消防防災施設整備事業	防災倉庫 避難施設	生坂村	
	(6) 過疎地域自立促進特別事業			
	(ア) 不法投棄防止事業	防止セット・フェンス設置	生坂村	
	(イ) 防犯灯整備事業	防犯灯整備	生坂村	

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

少子高齢化の進行に伴い、福祉ニーズも多様化・増大化しており、その対応には行政だけでなく関係機関・団体と連携を強化し、また行政と住民の役割を明確化しつつ、社会福祉協議会や民生児童委員の活動の充実、ボランティア団体の育成、福祉を担う人材の確保、福祉の基盤整備などにより、地域福祉支援体制の確立を進めることが必要となっています。

高齢者においては、住み慣れた地域で生き生きと日常生活を送れるよう、生涯学習活動やレクリエーション活動など、生きがいの場と機会の充実を図るとともに、高齢者の就労支援や知識・経験等の活用、高齢者の生活や様々な活動を支える地域環境づくりが必要となっています。

また障がい者は年々増加しており、これに対応して障がい者自立支援法により相談支援や医療費・装具などの支援を行っています。そのうえで、障がいを持っていても、地域で助け合いながら生活していけるよう、住環境・雇用環境の整備を進め、必要に応じたサービスを提供し、障がい者の社会参加に向けた取組みを推進していく必要があります。

《成果指標と目標値》

成果指標	現在	H26 (5年後)	H31 (目標年度)
介護保険施設入所者数（件／年）	22件	20件	18件
居宅サービス利用者数	84人	80人	75人
介護予防教室開催回数（回／年）	102回	110回	120回
障がい者の福祉施設入所者数	4人	4人	3人

※「介護保険施設入所者数」「居宅サービス利用者数」については、高齢者施策により、元気な高齢者が増えて要介護認定者が減少することをめざし、入所者数、利用者数も減少していくという数値

(2) その対策

①在宅介護

社会福祉協議会との連携によりデイサービス等、各種在宅介護サービスの充実に努めるとともに、高齢者が住みなれた地域で健康で自立した生活ができるよう、元氣塾等の介護予防事業の充実を図っていきます。

②施設介護

一部事務組合など広域による施設運営と民間による施設で対応しており、特別養護老人ホームや老人保健施設への入所希望者の動向を踏まえながら、サービスの充実を図り、施設の維持に努めていきます。

住み慣れた地域でサービスが受けられるよう、地域密着型の認知症通所サービス施設の整備を行い、認知症高齢者や家族への支援を図っていきます。

③生きがづくり

各地区長寿会の育成を図るとともに、高齢者が参加する芸術・文化・スポーツなどの活動や、経験や知識を生かしたボランティア活動などを支援することにより、高齢者の生きがづくりを促進していきます。

④高齢者世帯対策

独り暮らしや高齢者だけになっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域社会全体で支えられる体制を整えていきます。地域と行政のネットワークの構築を図るとともに、困っている事、病気の事など何でも相談できる体制を整え、福祉サービスを充実していきます。

⑤在宅・施設サービスの充実

障がい者ができる限り家庭や地域で安心して日常生活を営むことができるよう、障がい者自立支援法に基づく自立支援給付と地域生活支援事業により、施設入所支援や各種福祉機器の貸与・支給体制の充実を図っていきます。

⑥予防療育、保育、教育の充実

住民の障がいに対する理解を深める意識啓発に努めるとともに、障がいの早期発見のため関係機関と連携し、各種検診、相談・指導体制の充実を図っていきます。

⑦機能訓練の促進・充実

機能訓練は、デイサービスセンターで実施しており、今後も広域および保健・医療分野との連携により、急性期・回復期・維持期の各状況に応じたリハビリテーション体制の形成や、障がいの早期発見、早期療育から社会的自立に至るまでの一貫した療育、障がい児保育や障がい児教育の充実を進めます。

⑧公共施設等のバリアフリー化

障がい者向けの住宅改造への助成を行い、安全に暮らせる住宅の整備を支援します。また、新規公共施設にあってはバリアフリー化を促進するとともに、既存の施設・道路などの改善・整備を進めていきます。

⑨社会参加の機会の充実

障がい者の社会参加を促進するため、生涯学習活動や地区行事など様々な社会活動への参加機会を拡充するとともに、外出などに対する移動支援体制の充実を図っていきます。

⑩社会就労センターの活用

関係機関や関係団体及び民間企業などの協力を求めながら、社会就労センター・シルバーセンター等、就労の場の確保に努めるとともに、障がい者、低所得者、高齢者の自立と経済的安定を促進するため、雇用機会の創出や仕事の斡旋、職業技術の習得支援を進めていきます。

⑪相談・指導活動の推進

民生・児童委員などや社会福祉協議会との連携により、各種制度の活用などについて適切な相談・指導活動を行うことにより、障がい者、低所得者、高齢者の生活の安定と自立への援助を図っていきます。

⑫母子父子家庭等の支援

生活の安定を図るため、各種援護事業を推進するとともに、民生児童委員、児童相談所など関係機関との連携を強化し、家庭の生活実態の把握に努め、生活相談や実情に見合った援助活動の充実、親子のふれあいや親同士の交流と自立活動の促進を図っていきます。

(3) 計画（平成 22 年度～平成 27 年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 高齢者福祉施設			
	(ア) 外出支援事業	外出支援事業委託	生坂村	
	(イ) 軽度生活支援事業	軽度生活支援事業委託	生坂村	
	(ウ) 社会福祉協議会運営補助事業	社会福祉協議会運営補助	生坂村	
	(エ) 養護老人ホーム扶助・整備事業	養護老人ホーム扶助・整備	生坂村	
	(7) 過疎地域自立促進特別事業			
	(ア) 配食サービス事業	配食サービス事業委託	生坂村	
(イ) 高齢者生活福祉センター運営事業	高齢者生活福祉センター運営事業委託	生坂村		

6 医療の確保

(1) 現況と問題点

時代の変遷により、食生活や生活習慣が様変わりし、生活の向上が図られた反面、ストレスの増大などが原因となって引き起こされる、心の健康問題や生活習慣病の増加が深刻な問題となっています。

住民一人ひとりの生活習慣の改善や病気の早期発見・治療対策を促進するため、各種健康検査や健康づくり教室の実施など受診率の向上を図っていく必要があります。

村内には、民間の内科医院と公設の歯科診療所が 1 施設ずつありますが、住民の診療

圏は近隣市町村広範囲にわたっています。

医療環境の充実に対する住民の要望は高いが、高次医療機関などの立地は困難なため、周辺市町村の医療施設へのアクセス改善、遠隔医療の研究、取り組みなどにより、地域医療環境を充実させる必要があります。

少子高齢化の進行や医療の高度化などに伴い、社会保障制度を取り巻く環境は大きく変化しています。

住民一人ひとりの健康づくりを進めながら、各種サービスの充実に努めるなど、住民の健康や老後を支える年金及び各種保険事業の健全かつ適切な運営に努める必要があります。

《成果指標と目標値》

成 果 指 標	現 在	H 2 6 (5 年 後)	H 3 1 (目 標 年 度)
特 定 健 康 診 査 受 診 率	55.2%	65.0%	70.0%
各 種 が ん 検 診 受 診 率	25.5%	40.0%	50.0%
各 種 健 康 教 室 開 催 回 数 (回 / 年)	4	10	12

(2) その対策

【医療環境の整備】

①地域医療体制の充実

広域的な医療機関や村内開業医との連携を強化しながら、身近な医療から高度医療、在宅医療まで安心して医療サービスが受けられる医療体制づくりに努めていきます。

また、生坂村歯科診療所は、妊婦を対象とした検診や子供の口腔衛生意識の向上に努め、予防医療により利用者増加を図り、さらに利用しやすい環境づくりに努めていきます。

②救急医療体制の充実

医療機関、医師会との連携を図りながら休日や夜間の緊急時に適切な処置を受けられるよう、在宅当番医・在宅歯科当番医・病院群輪番制の充実を図り、安心できる体制を整えていきます。

③遠隔医療体制の研究、取り組み

遠隔医療とは特別なものではなく、対面しないで診療・健康管理を行うものは全て遠隔医療です。システム構築の研究、検討をしながら、現在の保健師訪問事業をさらに充実させ、主治医との連携を強化していくよう努めていきます。

【健康づくり対策】

①健康づくり支援の充実

住民一人ひとりの生活習慣病の早期発見・治療対策を促進するため、各種健康検査や健康づくり教室等を実施するとともに、健康に対する意識の高揚と予防活動の充実を図っていきます。

②地域組織の参画、連携、推進体制

住民の自主的な福祉活動への参加を促進するため、社会福祉協議会などの関係機関・団体と協力して、ボランティア組織の体制充実を促進します。

また、各種福祉サービスを体系的、効果的に提供できるよう、福祉分野と保健・医療分野や関連機関との連携・調整体制の充実を図っていきます。

③健診・相談活動の充実

送迎車両の運行などにより受診しやすい環境を維持し、受診率の向上に努めるとともに、事後指導の内容を充実し、疾病予防に努めます。また、常に個々の健康について気楽に相談できるよう、相談環境の整備と雰囲気づくりに努めていきます。

【社会保障制度の充実】

①国民健康保険事業

国民健康保険制度の正しい認識、理解の普及を図り、また、各種健診の受診率向上、健康管理への多様なサポート等で病気の早期発見、早期治療をして、制度の健全な運営に努めていきます。

②後期高齢者保険事業

後期高齢者の健康管理意識の啓発、健康相談等を通して、後期高齢者保険事業を推進していきます。

③国民年金事業

国民年金制度への理解を推進するため啓発と周知に努め、適正に事業を実施していきます。

【介護保険】

①介護保険事業の充実

介護が必要な高齢者が、必要なサービスを受けられるよう、3年ごとの見直し内容を含め、広報やICN、パンフレットなどの配布や窓口相談により住民への広報の充実に努めるとともに、介護保険事業の健全な運営を図っていきます。

(3) 計画（平成22年度～平成27年度）

自立促進施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 医療の確保	(1) 診療施設			
	(7) 遠隔地医療体制構築事業	遠隔地医療体制構築	生坂村	
	(4) 診療所施設整備事業	診療施設整備	生坂村	
	(7) 患者輸送車	患者輸送車	生坂村	
	(3) 過疎地域自立促進特別事業		生坂村	
	(7) 子育て支援福祉医療事業	子育て支援福祉医療補助	生坂村	
	(4) 在宅訪問診療事業	在宅訪問診療医師報酬	生坂村	

	(ウ) 各種ワクチン接種 助成事業	各種ワクチン接種助 成	生坂村	
	(エ) 遠隔地医療事業	遠隔地医療運営	生坂村	

7 教育の振興

(1) 現況と問題点

【子育て支援】

生坂村は自然に恵まれ、治安も極めて良好で、子どもをのびのびと育てるには最適の環境であると言えます。

反面、社会の多様化に伴い、核家族や共働き世帯が増え、地域・親同士・家族等、全体的にコミュニケーション能力が不足しているように思われます。そのため、情報が不十分、子育てに悩み、不安を抱える親が増えています。

保育園では現状を踏まえ、地域・親・子が一緒に楽しみながら関わられるような保育活動に取り組んでいます。又、親と子が一緒に保育園で過ごす親子体験保育を提供していくことにより子育ての悩みが軽減でき、自分の子育てに自信を持てるような事業も進めています。さらに、外国人など、自分とは異なる文化を持っている人に親しみを持つことを目的に、アメリカ生まれの講師と子ども達の教室も開いています。

子どもたちが安定感をもって健やかに育っていくために、各関係機関と連携し、保護者や地域の人々と子育ての取り組みや喜びを分かち合い、子育ての文化や子どもを大切にす意識を高めていきます。そのために協働で進めていく事業や保育サポーター等、みんなで子育てに関わっていく環境が大切です。

意欲的に楽しく取り組める育児を提案していくことで、親が「子育てが楽しい」と感じられる支援をしていくことが必要です。

《成果指標と目標値》

成果指標	現在	H26 (5年後)	H31 (目標年度)
出生率	1.40%	1.43%	1.45%
園児数	40人	50人	60人
早朝保育	129回	170回	260回
延長保育	1377回	1790回	2750回
子育て支援年間利用者数	102回	130回	200回
子育て相談	69件	60件	55件
家庭児童相談件数	164件	140件	120件
乳幼児健診受診率	97.4%	100%	100%
新生児訪問指導	100%	100%	100%
ママサロン(回/年)	12回	12回	12回

※「出生率」は、一般的に使われる「合計特殊出生率」を指し、15～49歳の女性の、年齢別出生率を合計した指標

※「出生率」の値については、平成 20 年度（直近数値）で、全国が 1.37、県が 1.45 になっており、県の出生率を目標にしている。

※「園児数」については、他市町村からの園児受け入れ、未満児の更なる受け入れ促進により、目標値は増えている。

※各種相談については、子育ての施策により様々な問題が解決する結果、相談が減少することを目標として値を設定した。

【学校教育】

本村には小・中学校が各 1 校あり、各学年 1 クラス編成で、1 クラスの児童・生徒数は 9 人から 24 人とばらつきがあるものの、全体としては減少傾向にあります。

これからの『生坂教育』に、「人をつくり、地域と文化をつくる」ことを根底に置いた、具体的な方策づくりの取り組みが求められています。

また、小規模校ゆえの課題の克服に向けては、創意工夫を生かした、地域社会と連携した「総合学習」や学級を超えた学習集団による「少人数授業」の実施など、特色ある教育活動の展開も望まれます。

学校関連施設は、老朽化や耐力度に懸念があった小学校は、耐震工事と老朽化による大規模改修工事を合わせて実施し、全面改築し 10 年余りが経過した中学校と共に、子どもたちが安心して学べる環境は整備することができました。しかし、小学校は築 30 年以上が経過しているため、今後も老朽化による修繕工事が必要となることが予想されます。老朽化していた教職員住宅の改築をはじめ、学校給食センターも小学校に隣接して整備し、中学校と合わせ給食の提供が行なわれております。更にスクールバスの更新もされるなど、教育関係施設の整備が図られました。

教育内容においては、新学習指導要領が公示され、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視し「生きる力」を育むことが求められています。教職員の資質の向上を更に進め、学習のための環境整備や指導者の育成・確保、カリキュラムの研究を進めます。また、引き続き外国語指導助手（ALT）を単独採用し、中学校と合わせ、小学校で開始された外国語教育の充実にも努めます。

全ての子どもたちが安心して、楽しく学校生活をおくることができる環境を整えることが求められており、心や体に様々な障がいを抱える児童・生徒の個性を大切にし、能力を最大限伸ばすことができるよう指導体制、相談体制の継続が必要です。また、心身の成長を阻害する「いじめ」などの問題には引き続き慎重な対応が求められます。

厳しい財政状況の中で教育の質を維持し、教育内容を充実させていくために、知恵を働かせて効率的、効果的な学校運営を追及していく必要があります。

《成果指標と目標値》

成 果 指 標	現 在	H 2 6 (5 年 後)	H 3 1 (目 標 年 度)
学級支援員配置数	3 人	2 人	2 人
給食施設村内産農産物利用割合	34.0%	40.0%	45.0%

※「学級支援員配置数」については、教育施策により、教育現場の抱える問題が解決されていく結果、支援員も減少していくという数値

【スポーツ活動の促進】

スポーツ大会は、毎年多くの村民が参加できるよう村民運動会を始めいろいろな大会を1年を通して実施していますが、近年参加人数の伸び悩みや参加者の偏りが見られません。

スポーツ教室は、B & G海洋センターや総合運動場などの施設を利用し、年間を通じて開講していますが、スポーツ教室の参加人数は年々減少しており、参加者が少なく休講する教室もあります。

また、村内にはマレットゴルフ場が4箇所あり、高齢者を中心に多くの利用があります。

今後も、これらの施設を有効活用し、スポーツの振興を図るため、教室の情報提供や、体育関係の組織の強化と自立的運営体制の確保、指導者の育成などに努める必要があります。

《成果指標と目標値》

成 果 指 標	現 在	H 2 6 (5年後)	H 3 1 (目標年度)
スポーツイベント(大会)開催数(回/年)	8	9	9
スポーツイベント(大会)参加者数(延人/年)	1,270	1,330	1,400
ニ ュ ー ス ポ ー ツ 普 及 率	1	2	2

※「スポーツイベント(大会)開催数」「スポーツイベント(大会)参加者数」については、体育協会主催のイベントは含まない。

(2) その対策

【子育て支援】

①保育内容の充実

長時間保育や乳幼児保育、障がい児保育などの様々な実態に合わせた受け入れ体制や、保育士などの適切な人員配置による保育内容を充実させていきます。

②遊び場の確保

地区ごとに児童遊園などの自主的な管理を推進しつつ、地区の状況に適した安全で利用しやすい環境の提供を図っていきます。

③地域交流の促進

園児や児童と高齢者との相互交流、地域行事への参加により、地域や世代間の交流活動を促進していきます。

④相談・指導体制の充実

保育園・児童館などの関係機関と連携を強化し、子育てや生活の相談をしやすい環境を整えていきます。

⑤子育て医療支援

子どもが個性豊かで健やかに生まれ、安心して子どもを産み育てることのできる環境を整えていきます。そのために、中学生までの医療費・インフルエンザ予

防接種の無料化、不妊症治療・妊婦健康診査の助成を行っていますが、さらに国・県の動向により子育て支援の拡充を図っていきます。

【学校教育の充実】

①特色ある教育内容の編成

児童・生徒の基礎的な学力を基盤に、応用学力の向上と定着を図り、社会についても同時に学び（キャリア教育）、豊かな心、健やかな体の調和を図り、「生きる力」を育むことができるよう、創意と工夫を凝らし、村の特色と小規模校のメリットを生かした教育活動を展開していきます。

②情報教育の充実

社会の情報化に対応し、情報の理解、選択、処理、受発信などに必要な資質や能力の育成を目指して情報教育を推進します。また、効率的な情報通信技術（ICT）の整備・更新により教育環境の整備・確保に努めるとともに、指導者の育成を推進していきます。

③国際教育の充実

英語教育は、小学校高学年から始めることとなり、外国語指導助手（ALT）や修学旅行で生きた外国語に触れる機会をより多く作り、国際理解、国際協調の理念を育みます。また、保育園（年少時）からの国際教育を進め、全ての児童・生徒の社会実地での国際体験、国際学習の充実に努めていきます。

④人権教育等の推進

人権教育や道徳教育、また環境教育の推進などにより、豊かな人間性と社会性を育みます。特に道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行います。

⑤福祉・健康教育の推進

ボランティア体験や福祉体験学習などの教育を推進するとともに、健康診断や健康相談などの学校保健活動により、児童・生徒の心身の健康保持・増進を図っていきます。

⑥生徒指導・相談体制の充実

心の悩み、いじめ、不登校などの児童・生徒の情報を十分に把握できる体制と、児童・生徒をはじめ保護者、教師からの相談に応じる体制を整備し、適切できめ細やかな対応に努めます。障がい児教育についても、適切な対応に努めます。

また、家庭や地域、関係団体等との連携を十分にとりながら、心身ともに健やかに育つことのできる環境づくりに努めていきます。

⑦教職員の資質の向上

教育内容の変化・高度化に対応した教育活動が実践できるよう、教職員の研修・研究活動を促進し、教育力・指導力の向上を図っていきます。

⑧広域的な小・中学校間の交流促進

都市部や村外の小・中学校との交流などを通じて、子どもたちの視野を広げる教育機会の充実を図っていきます。

また、村内保育園・小・中学校の交流も進めていきます。

⑨家庭教育の支援

生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成するため関係機関と連携し、家庭での教育力を高めるきめこまやかな支援を進め、親子で参加し楽しめる活動を計画していきます。

⑩学校施設・設備の充実と活用

生涯学習社会にふさわしい地域の特色を生かした学校施設・設備のあり方を検討しながら、厳しい財政状況に対応した経費の節減に配慮しつつ、必要に応じて校舎・体育館などの学校施設や設備の修繕・充実を図っていきます。

また、空き教室や図書館、体育館、グラウンドなどの学校施設については、生涯学習の場として積極的な地域への開放を進めていきます。

⑪学校給食の充実

村単独施設としての利点を生かし、耕作者の顔が見える安全な村内産農産物の活用（地産地消）を図り、安心して食べられる給食の提供に努めるとともに、給食を通して子供たちが食の大切さを学び身につけるための「食育」を推進するため、関係機関との連携に努めていきます。

【スポーツ活動の促進】

①健康づくりと体力づくりの促進

スポーツを楽しみながら健康づくりや体力づくりができるよう、年代にあったプログラムを編成し、日常的に実践できるよう指導提供体制を整備していきます。

また、高齢者、障がい者も気軽にスポーツやレクリエーションを楽しめるよう、施設・設備の使いやすさに配慮するとともに、いろいろなスポーツの普及、機会の提供に努めていきます。

②スポーツイベントの充実

村民運動会をはじめ各種スポーツ大会を開催し、住民のスポーツ意識の高揚を図ります。また、内容や運営の工夫により住民の連携強化を図っていきます。

③社会教育と学校教育の連携

各種社会体育事業の実施により指導者の育成に努め、地域のスポーツ指導者や経験者と中学校部活動との連携（総合型地域スポーツクラブ）を図っていきます。

④スポーツチームの育成・支援

スポーツの普及のために、各種団体活動を促進し、自主的、自発的なスポーツチームの育成を支援していきます。

⑤体育協会等の組織充実

今後のスポーツ事業の中心的な推進組織として、体育協会のあり方を検討し、体制の充実、自主的な運営体制の確立を目指します。

⑥体育施設の活用と充実

誰もがいつでも利用できるようにスポーツ施設の管理運営体制を見直し、積極的な活用を促進します。必要に応じて既存のスポーツ施設等を補修し、用具などの充実を図っていきます。

(3) 計画（平成 22 年度～平成 27 年度）

自立促進施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	(ア) 小学校パソコン学習事業	小学校パソコンリース	生坂村	
	(イ) 中学校パソコン学習事業	中学校パソコンリース	生坂村	
	(ウ) 外国青年招致事業	AET	生坂村	
	(エ) 学校食育事業	学校給食食育事業補助	生坂村	
	(オ) 義務教育活動支援事業	小中学校活動支援	生坂村	
	(カ) 小学校老朽対策事業	校舎老朽個所修繕	生坂村	
	(3) 集会施設体育施設等			
	(ア) スポーツ施設整備事業	スポーツパーク整備 総合グラント整備	生坂村	
	(4) 過疎地域自立促進特別事業			
	(ア) 学習支援事業	学習支援員設置	生坂村	
	(イ) 学級支援員配置事業	小・中学校学級支援員配置	生坂村	
	(5) その他			
	(ア) 生涯学習推進事業	図書購入	生坂村	
	(イ) 文化講演会開催	文化講演会等の開催	生坂村	
	(ウ) 生涯学習グループ育成事業	生涯学習グループ支援	生坂村	

8 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

【現状と課題】

本村には数多くの有形・無形文化財、天然記念物などがあり、その保護・保全に努めています。しかし、必ずしも各文化財に目が行き届いている訳ではなく、盗難も村内各所で発生しており、その対応が迫られています。

また、農作業で使われた古道具をはじめ郷土食や年中行事など歴史資料の収集、整理分析を行い、農村資料館にて公開していますが、他にも未整理の資料があり、これらの資料の整理分析、活用についての検討が必要です。

文化財保護委員会においても現地調査を行うなどして課題の解決に向け取り組んでいます。指定文化財の所有者や資料提供者の更なる理解と協力により適正な保存・継承を図っていく必要があります。

児童・生徒をはじめ住民に対し、各種教室や講演会の開催など生涯学習活動の中で歴史文化意識の醸成に更に努め、個性ある地域文化を形成していくことが重要です。

《成果指標と目標値》

成 果 指 標	現 在	H 2 6 (5 年 後)	H 3 1 (目 標 年 度)
文化講座などの開催回数（年延回数）	6 回	8 回	8 回
文化講座などの参加者数（年延人数）	90 人	100 人	120 人

(2) その対策

①歴史・文化的財産の調査・収集

有形・無形の歴史・文化的財産を住民との協力のもと、広く調査・収集し、文化財の指定などを推進します。また、未整理の資料の整理を進め、文化の伝承に努めていきます。

②歴史・文化的財産の保全・活用

村の文化財・自然・歴史・身近な風習などを広く紹介する資料の作成などにより、文化財保護意識を醸成し、歴史文化資源を村づくりに活用するとともに、指定文化財の修理、適切な保全管理を図っていきます。

③文化施設の活用

農業器具や暮らしの歴史を後世に伝えるとともに、先人の知恵と技術などを体験・学習し、郷土の歴史文化の価値を再認識できる場として、活性化センター内の農村資料館を活用します。

公民館をはじめとする文化・教育施設については、より利用しやすい運営、効率的な維持管理のための利用体系、管理形態を検討し、管理経費の節減を図っていきます。

(3) 計画（平成 22 年度～平成 27 年度）

自立促進施策 区分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
7 地域文化の 振興等	地域文化振興施設等			
	(ア)文化財保護事業	文化財表示板取替え 村内	生 坂 村	
	(イ)文化財資料館建設	文化財資料館建設	生 坂 村	
	(2)過疎地域自立促進 特別事業		生 坂 村	
	(ア)文化財施設修繕事 業	文化財施設補修	生 坂 村	

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

集落の中には人口の減少と高齢化により、機能の低下した集落が出てきています。こうした中で地区担当職員の設置により地区活動のサポートを行っていますが、今後、地区からの要望により、行政区の再編成など検討も必要となっています。

(2) その対策

若者向け住宅の整備・空家対策・高齢者福祉・集落サポート（地区担当員等）・防災（組織支援）を横断的施策として行います。

(3) 計画（平成 22 年度～平成 27 年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編成整備			
	(ア) 若者定住促進住宅建設事業	若者定住促進住宅建設	生坂村	

9 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

村は人口が減少し続けており、少子化、更にこれに伴う過疎化が大きな問題となっていますが、これを解決するには若者にいかに定住してもらうか、が課題になります。

また、集落の中には急激に高齢化が進み、集落の自治活動及び景観整備に支障が出ている地区が見受けられます。

(2) その対策

若者世帯住宅整備・新規就農研修事業・若者の働く場の確保（企業誘致、特産品開発）・子育て支援・教育（村への愛着心醸成、教育費補助、奨学金制度、山村留学）等の事業を横断的施策として行っていきます。

また、集落支援員を設置するとともに、各区独自の自治活動を支援するために区振興交付金事業を行っていきます。

(3) 計画（平成 22 年度～平成 27 年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項	(1) 過疎地域集落再編成整備			
	(ア) いくさか応援隊集落支援事業	集落支援員設置		

事業計画（平成 22 年度～平成 27 年度） 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(ア) 荒廃地防止支援事業	荒廃地防止支援員設置	生坂村	
	(イ) 特産品開発支援事業	アンテナショップ設置	生坂村	
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(ア) 集落間連絡道路整備	村道施設補修及び改修	生坂村	
3 生活環境の整備	(ア) 不法投棄防止事業	防止セット・フェンス設置	生坂村	
	(イ) 防犯灯整備事業	防犯灯整備	生坂村	
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(ア) 配食サービス事業	配食サービス事業委託	生坂村	
	(イ) 高齢者生活福祉センター運営事業	高齢者生活福祉センター運営事業委託	生坂村	
5 医療の確保	(ア) 子育て支援福祉医療事業	子育て支援福祉医療補助	生坂村	
	(イ) 在宅訪問診療事業	在宅訪問診療医師報酬	生坂村	
	(ウ) 各種ワクチン接種助成事業	各種ワクチン接種助成	生坂村	
	(エ) 遠隔地医療事業	遠隔地医療運営	生坂村	
6 教育の振興	(ア) 学習支援事業	学習支援員設置	生坂村	
	(イ) 学級支援員配置事業	小・中学校学級支援員配置	生坂村	
7 地域文化の振興等	(ア) 文化財施設修繕事業	文化財施設補修	生坂村	